

2024年1月30日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 武見 敬三 様

全日本民主医療機関連合会  
会長 増田 剛



## 看護職員をはじめ、すべての医療従事者の処遇改善を求める要請書

私たちはこの間、2022年10月に新設された「看護職員処遇改善評価料」について、施設間などでの不公平・不団結を生むことや、評価料の算定断念、新たな経営負担が生じることなどの問題を指摘し、見直しを求めてきました。

しかしこの度、政府は、2024年度診療報酬改定の「本体」改定率を0.88%引き上げる一方、「薬価」は1%引き下げ、全体で0.12%のマイナス改定としました。40歳未満の勤務医、勤務歯科医、薬局薬剤師、事務職員、歯科技工所従事者などの賃上げのために0.28%、看護師や介護職員の平均よりも賃金が下回る看護補助者、病院薬剤師などに対して特別措置を実現するために0.61%を充てるとしたものであり、医療機関、医療従事者の間で納得を得られるものではありません。

診療報酬改定率は、医療従事者の処遇改善どころか、この間の物価高騰、人件費の上昇分にはまったく届いていません。コロナ関連の補助金や特例加算が大幅に縮小、廃止され、事業の継続に必要な医療従事者の確保、働く職員の処遇改善どころか設備投資すら困難な状況です。

そもそも診療報酬は、国民の財産である安全・安心の医療提供体制を確保する基盤となるべきもので、医療従事者の処遇改善は対象を限定するべきではなく、すべての医療従事者を対象とすることが必要です。コロナ禍の教訓を踏まえ、新型コロナウイルス感染症や今後の新興感染症への対応に備えた、医療従事者の安定した体制確保が必要なことは明らかです。

全日本民医連はいのちと健康を守る立場から、看護職員のみならず、すべての医療従事者の処遇改善が実現できる大幅な再改定を求めます。

### 要請項目

1. 「看護職員処遇改善評価料」を抜本的に見直し、すべての看護職員が対象となる制度とすること。
2. 看護職員をはじめ、すべての医療従事者の処遇改善のため、診療報酬を再改定し大幅に引き上げること。

連絡先：全日本民主医療機関連合会 113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター7階  
電話：03-5842-6451 FAX：03-5842-6460